

2025年12月10日

法務省刑事局 御中

一般社団法人 Spring

東京都千代田区平河町一丁目6番15号U.S.ビル8階

lobbying@spring-voice.org

改正刑法運用の改善及び 運用状況の実態調査ワーキンググループ設立に向けた要望書

平素より、性犯罪・性暴力の防止と被害者支援にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

2023年の刑法改正では、暴行・脅迫の有無に関わらず、相手が同意しない意思を形成・表明・全うすることが困難な状況での性行為を処罰する不同意性交等罪、不同意わいせつ罪への改正、性交同意年齢の引き上げ、性的姿態等撮影罪などの新設、公訴時効の延長、さらには被害者の供述記録の証拠能力に関する規定の導入などが盛り込まれました。

私たちは、これらの規定が実効性をもって運用され、性犯罪が実態に即して適切に処罰される社会の実現のため、下記の項目について、速やかな調査・分析を担う実態調査ワーキンググループの設立を求めます。

一、最優先課題

1. 処罰範囲の明確化の周知徹底のための冊子作成・全国配布・実態調査
2. 檢察庁・裁判官への研修強化¹

二、ワーキンググループの設置とその調査項目

1. 「8原因事由」に基づく捜査及び司法手続きの分析
2. 「同意誤信」による無罪判決の状況分析
3. 複数加害者による性犯罪処罰状況の調査
4. 欺罔による性暴力(騙して同意を得た)事案への対処
5. 公訴時効延長措置の効果検証
6. 改正刑法の附則第20条の趣旨に則った調査²
7. 公訴時効超過後の民事裁判状況
8. 日本版「レイプシールド法」

以上一の実施、及び二の1~8の調査・分析を通じて、改正刑法の趣旨に即した運用が確保され、性犯罪被害者の救済と二次被害防止に実効性ある改善が図られるよう要望します。

以上

¹ 「同意誤信」による性暴力をなくすために全ての検察官と裁判官及び組織のトップが「性的同意」について認識を深めることを求める要望書

² 「性的な被害を申告することの困難さ」の調査実施実現に向けた要望書

別紙1

一、最優先事項

1. 処罰範囲の明確化についての周知徹底と周知状況の調査

この間の報道されている裁判の状況を鑑みると、捜査・司法関係者に、改正刑法の「処罰範囲の明確化」の趣旨が周知されているとは言えない状況だといわざるを得ません。改正刑法により、処罰範囲が明確化されたこととその内容、また改正前と処罰範囲は維持されており、改正後の規定は改正前の事件においてもその認知・立件・起訴・判決の判断の指標として活用可能であるということが、法務省の見解です。そのことを、捜査機関および司法機関へ周知徹底するための冊子を作成しすべての捜査関係者、司法関係者の手元に届くように全国の警察署および検察庁に配布してください。法務省が明言する「(改正内容は)これまで当罰的だと評価されていた行為の範囲を拡大する趣旨のものではありません」「より明確で、判断にばらつきが生じない規定となった」という趣旨が捜査・司法現場に共有されているか、また法改正前の事案であっても改正法の趣旨を踏まえた実態的な判断がなされているか検証してください。

2. 検察庁・裁判官への研修強化・義務化の整備

2024年10月25日、大阪地検のトップであった元検事正が、「酒に酔った女性に性的暴行を加えた」として準強制性交罪に問われた事件で、第1回公判でその起訴事実を認め、「被害者に深刻な被害を与えた」と謝罪しました。しかしその後、第2回公判で一転無罪を主張しました。その主訴は、「同意があると思っていた」でした。改正刑法附則第20条には、施行後5年を経過した場合において、社会の「性的同意」についての意識も踏まえつつ検討を行う旨が記載しております。

性被害が発生した際に、捜査・起訴する検察のトップが、「性的同意」について前述のような認識では、その運用に大いに不安を抱かざるを得ず、加害者が適切に処罰されるのか、強い疑念も持っています。また、裁判官も同様です。2024年6月と11月の那覇地裁での2件の「同意誤信」無罪判決、12月の大阪高裁での「同意の可能性あり」とした無罪判決の報道を見ても、果たして裁判官は「性的同意」及び「処罰範囲の明確化」についてしっかりと認識しているのか、強い疑問を抱かざるを得ません。全ての裁判官及び検察官に対して、性被害の実態と内閣府の示す「性暴力」の定義、そして「性的同意」及び刑法性犯罪規定の処罰範囲が明確化されたことについての研修の強化、義務化を求める。なお、単なる形式的な研修ではなく、研修受講者の理解度を測定し、結果を可視化する仕組みを整備するとともに、当該研修を修了していない者が性犯罪事案を担当することのないよう、運用上の仕組みを早急に整備することを強く要望いたします。

二、ワーキンググループの設置とその調査項目

1.「8原因事由」に基づく捜査及び司法手続きの分析

改正刑法に盛り込まれた性犯罪成立要件である8つの原因事由について、各段階(相談・認知件数・捜査・起訴・不起訴・判決)での運用実態を詳細に調査・分析し、公平性・透明性を確保してください。

以下に事由ごとの要点を示します:

(1)「暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと」:その内容や程度、被害者の状況に応じた適切な評価がなされているか、また改正刑法の下で、暴行や脅迫の定義や評価基準がどのように解釈・運用されているかを明確にしてください。特に、「暴行・脅迫」を要件とする判断において、従来どおりの狭義の解釈が維持されていないか、被害者の供述や周囲の状況が考慮されているか、を検証してください。

(2)「心身の障害を生じさせること又はそれがあること」:精神的影響も含め、心的外傷や発達特性など多様な障害に関する理解を深め、医療・心理・福祉の専門家による評価を検査に活用する体制が整備されているか調査してください。とくに、被害者の言動や反応が障害特性に起因する可能性がある場合には、その背景を十分に考慮した判断がなされるよう、専門的な知見の導入を推進しているか検証してください。

(3)「アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること」:アルコールや薬物によって被害者の判断能力が喪失または低下した場合の影響を的確に把握し、加害者の責任認定にどのように反映されているかを分析してください。また、現場での検査体制や供述の信用性の評価方法を含む証拠収集の在り方が適切かどうかを検証してください。

(4)「睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること」:こうした状態にある被害者は意思表示ができず、同意の有無を外形的に判断することが難しいため、立証が困難です。被害発生時の状況を的確に把握するために、検査機関による現場の状況記録、加害者の行動履歴、周囲の証言や防犯カメラ映像などの間接証拠の収集を積極的に行っておりか、手法を含め、調査・検証してください。

(5)「同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと」:突発的な状況下で、被害者が拒否の意思を示す間もなく性暴力の被害に遭うことがあります。このような状況下での被害者の行動や周囲の状況を丁寧に検討し、意思表示が困難であったことが適切に評価されるよう、検査および判断の運用のあり方を調査し、検証してください。

(6)「予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること」:突発的で予期せぬ状況により被害者が恐怖や驚愕を感じた場合、その心理的反応が被害の重大性に与える影響を適切に評価し、検査および判断に反映しているか調査してください。特に、外見上の冷静さや沈黙が同意の表明とは限らないことに留意し、心理学的な知見に基づいた柔軟な判断を行っているか検証してください。

(7)「虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること」:過去の虐待経験が被害者の現在の心理状態や反応に与える影響は重大です。被害者が示す恐怖や委縮といった反応が、過去のトラウマによるものである場合、それを的確に理解し、供述や意思表示の信頼性評価にどう影響しているかを明らかにしてください。また、こうした心理的影響が事案の認定においてどのように考慮されているかについても検証してください。

(8)「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること」:職場や学校、家庭などで生じる上下関係や経済的依存関係などが、被害者の自由意思による同意を困難にする可能性があることに留意し、こうした影響力の存在が同意形成に与える影響について、どのように評価・認定されているのかを調査・検証してください。

これらの事由は、単独あるいは複合的に成立するものであり、検査・判断において恣意的な解釈がなされないよう、明確な運用指針と専門的研修の整備、判断プロセスの透明化が必要です。

また、性交同意年齢における5歳差要件や、地位・関係性を利用した性行為の処罰規定についても、これらの規定が実務上どのように適用され、被害者の意思決定や同意の意思がどのように実質的に尊重・保護されているかを十分に検証してください。

2. 「同意誤信」による無罪判決の状況分析

「同意誤信」を理由とする無罪判決が生じている事件について、捜査及び司法手続きでの事実認定および判決理由を詳細に調査し、判断基準の明確化を図ってください。改正後も深刻な性被害が続いている中で、加害者の「故意」が否定され、無罪とされる事例が後を絶たない現状に対し、改正法の趣旨との齟齬が生じていないかについても慎重に検討してください。

たとえば、改正後に出了された以下の判決や審理の動向からも、故意の認定や「同意」の判断基準が依然として不明確なままであることがうかがえます。

1) 裁判の現状

2024年6月14日 那覇地裁判決：暴行・脅迫の事実や同意の欠如が認定されたにもかかわらず、被害者の同意がないことを被告人が認識していたと認めるにはなお合理的疑いが残るとして、「故意」を欠くと判断し無罪。

2024年11月22日 那覇地裁判決：被害者の同意欠如が認定され、被害者が「同意のない性交渉はレイプと同じ」と伝えたにもかかわらず、被告が認識していなかった可能性があるとして故意を否定。

2024年12月18日 大阪高裁判決：複数人による性的暴行の動画が存在し、被害者が苦痛を訴えていたにもかかわらず、「同意があった疑いを払拭できない」として無罪。

2024年12月10日 大阪地裁における審理動向：準強制性交の事案で、初公判では「公訴事実を認め、争うことはしません」と述べていた被告人が、その後「抗拒不能であったという認識はなく、同意があったと思っていた」として無罪を主張するに至る。

これらの裁判例や審理動向は、加害者の「故意」認定のハードルが依然として高く、被害者の訴えや状況証拠が十分に考慮されていない可能性を示唆しています。刑事訴訟の手続きに関しては、特に下記の項目について詳細な調査が行われることを求めます。

- (1) 直接証拠型の証拠認定による性犯罪の事実認定の困難さ
- (2) 性犯罪における被害者に関する事件と関係のない情報(職業・性的指向・過去の素行等)が参照されることによる事実認定への影響
- (3) 性犯罪における被告人の疑似事実を採用しないことによる事実認定への影響

改正刑法の理念が司法現場に適切に反映されているかどうかを精査し、被害実態に即した判断が行われているかを確認してください。

なお、第14回性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ(令和2年3月30日)において、2018年4月～2019年3月に各地方検察庁で不起訴処分となった事件のうち、「嫌疑不十分」とされた最多の理由が「同意誤信の可能性あり」「同意の可能性あり」であったことにも留意し、分析・検証すべきです。

また同様に以下の過去の裁判例も踏まえ、性犯罪をめぐる「故意」認定の困難さや「同意」の判断基準が、裁判実務において依然として課題であることを明らかにしてください。これらの判例は、現行法の下であっても、被害者の意思や同意の有無にかかわらず、加害者の主観的な認識が「故意」の有無を左右することが無罪判決の根拠とされている現状を示しています。

このような司法判断が続く限り、被害者の救済が著しく困難となるおそれがあるため、より実態に即した故意認定の在り方についての検討を求めます。

2014年12月11日 福岡高裁宮崎支部判決:59歳のスポーツトレーナーが18歳の生徒に抗拒不能状態で性交した事件で、被害者が強度の精神的混乱により拒絶・抵抗が著しく困難だったと認定されながら、被告人には共感性が乏しく「無神経」であり、故意がないとして無罪判決。

2019年3月19日 静岡地裁浜松支部判決:44歳の男性が深夜のコンビニ駐車場で声をかけた25歳女性に暴行を加え、抵抗できない状態にしたと認定されたが、被告人がその状態を認識していたか「常識に照らして疑問が残る」として無罪判決。

3. 複数加害者による性犯罪処罰状況の調査

2名以上の加害者による性犯罪について、加害者間の共謀・役割分担の有無や、被害者が受ける心理的・物理的な圧力の大きさ、逃避や抵抗の困難性、さらには証拠の収集・保全の状況などを多角的に調査・分析してください。

とりわけ、こうした複数加害者による事案では、個々の加害者に対する責任の所在や共犯関係の認定が困難となる場合もあるため、捜査・起訴・判決における判断基準とその透明性を明らかにし、再犯や類似事件の抑止につながる運用がなされているかどうかを検証してください。

また、複数人による性行為の過程で生じうる「同意誤信」の主張が、被害者の意思を不当に軽視し、加害者の主観的認識によって故意が否定される口実として使われないようにする必要があります。そのためには、同意の有無や認識に関する状況証拠の収集と評価の在り方を検証し、加害者が「同意がある」と誤信するに至る余地が最小限となるよう、厳格かつ具体的な基準をもって判断される体制づくりが求められます。

4. 欺罔による性暴力(騙して同意を得た事案)への対処

虚偽の説明や身分・目的の偽装、約束不履行等により、被害者を錯誤に陥らせて性的行為に至らせる事案は、実質的に性的自己決定の侵害であり、不同意の評価に直結します。現行の運用では評価・取扱いが不明確な領域が残るため、改正刑法の趣旨(処罰範囲の明確化)との整合を図る観点から、横断的な実態把握と判断基準の整備が急務です。

主な態様には次の例が挙げられます。

- ・芸能スカウトや契約等を装い、性的関係を迫る事案
- ・心理カウンセリング・宗教・靈感商法等を装った「偽装同意」事案
- ・避妊合意に反し、避妊具の密かな取り外し等によるいわゆる「ステルシング」
- ・マッチングアプリ等で増加する既婚者による「独身偽装」事案

これらは被害者の意思形成を阻害し、将来設計の破綻、精神的負担、妊娠等の深刻な影響をもたらす欺罔型性加害です。現行法では刑事罰の対象外であり、民事上も十分な救済が得られず、泣き寝入りが多数を占めているのが実情です。各態様は性的自己決定を侵害する行為であり、不同意性交等罪への位置づけや新たな犯罪類型の創設、被害実態の調査・周知の強化を含めた立法的検討が必要です。先の法制審議会刑法(性犯罪)部会座長の井田良教授も、「これが刑法的補足の専外に置かれなければならないとする根拠は必ずしも堅固なものではない」と述べています。³

³ 性犯罪規定改正の意義. 刑事法ジャーナル 78 : 4-11 (p. 11), 2023.

つきましては、以下の事項について、相互に関連づけながら一体的に実施してください。

①欺罔型事案の相談・被害届・検挙・起訴・不起訴理由・判決の各段階を対象に、類型別件数・判断根拠・運用傾向を横断的に把握し、公表すること。

②同意の有効性に影響する欺罔の内容・重要性、被害者の誤信とその合理性、欺罔と性行為との因果関係等を評価する判断枠組みを策定し、捜査・公判の運用指針および研修に反映すること。

③いわゆる「ステルシング」等、性の健康・身体の自己決定に直結する欺罔行為について、不同意の評価や傷害等との関係を含め、可罰性の境界を明確化すること。

④初動対応（証拠保全・医療連携）や民事救済・行政処分との接続、教育現場・医療機関・事業者・オンラインプラットフォームへの通知・通報ルートの整備状況を点検し、必要な改善を講じること。

⑤国民向けの周知・啓発において「欺罔による『同意』は同意とはいえない」旨を中核メッセージとして、若年層・大学・職場・オンラインでの教育・広報を強化し、2028年までの到達目標と評価指標を設定すること。

⑥次項に掲げる改正刑法附則第20条の検討対象として、欺罔型性加害の取扱いを明示し、必要に応じて法解釈の明確化や立法的措置の要否を検討すること。

なお、これらの検討結果は、次項の附則第20条に基づく検証枠組みに組み込み、定期的に見直してください。

5. 公訴時効延長措置の効果検証

2023年の公訴時効の5年延長措置について、新たに捜査・起訴が可能となった事案の件数や内容、起訴率、不起訴理由、判決内容の具体的な実績を精査し、この措置が制度として性犯罪被害者の実質的な救済にどれほど寄与しているかを明確に評価してください。

特に、延長措置が被害者にどのように周知され、実際にそれを契機として通報や告発につながったケースがどの程度存在するか、また、被害者がこの制度を活用するうえで直面した心理的・社会的な障壁や、それを乗り越える支援のあり方について、当事者の声や相談機関の対応実態も含めて詳細に分析してください。

さらに、延長措置の適用期間内であっても立件や起訴に至らなかった事案において、どのような判断根拠や捜査上の制約が存在したのか、証拠の不十分さを含む具体的な理由を明らかにし、今後の制度運用上の課題と改善点を抽出してください。

6. 改正刑法の附則第20条の趣旨に則った調査

性被害は申告が困難であり、幼少期の場合は性被害に気付かない、成人後でも甚大な精神的外傷により記憶を喪失してしまうといった理由から、訴えるまでに20~40年を要する場合もあります。改正刑法の附則第20条2項には、「性的な被害を申告することの困難さその他の性的な被害の実態について、必要な調査を行う」と明記されております。

附則における事項が適切に履行されることを要望します。

- 1) 附則第20条2項に従い、「性的な被害を申告することの困難さ」に関する実態調査についてのスケジュールを明確にすること。
- 2) 上記実態調査を行うにあたっては、近年行われたNHK等の実態調査やドイツ等諸外国の実態調査を参考にして、現在の日本の状況に沿った形で実証性の高い調査となるようにすること。

- 3) 実態調査の調査手法や調査項目を検討する際は、私たち被害当事者の意見を十分に踏まえたものとなるよう、必要な措置を講じること。
- 4) 調査項目については特に下記の内容について盛り込むこと。
 - a) 加害者も証拠も明確であるにも関わらず公訴期間が過ぎて起訴できない事案の実態
 - b) 長期間被害の申告が困難であった事案の背景
 - ①被害後の状態
 - ②二次的被害について
 - ③社会の中の誤った認識の内在化について
- 5) 4)の調査の実施にあたっては、法務省と関係省庁間の連携をはかること。
- 6) 調査に伴い、申告をした被害者が必要な治療、適切な心理的支援・福祉的支援・就労支援等に繋がれるよう、被害者支援の体制をさらに強化すべく、関係省庁間の連携をはかること。

7. 公訴時効経過後の民事裁判状況

公訴時効が経過した事件では、性犯罪被害者が加害者の責任を問うには民事訴訟しか手段が残されていない場合が多くあります。しかし、民事裁判では被害者側に立証責任が課されるため、証拠の乏しい性犯罪事案においては極めて不利な立場に置かれることが少なくありません。

また、現行民法の下では消滅時効が原則 3 年または 5 年とされており、多くの性犯罪被害者が心理的・社会的要因から被害をすぐに訴えられない実情を考えると、実質的に訴訟提起の機会を奪われることも少なくありません。こうした民事裁判における提訴件数や請求内容、主たる争点、判決傾向、損害賠償の認定に関する判断基準などの実態を把握してください。

あわせて、被害者が民事訴訟に踏み切ることをためらう背景として、立証の困難さ、訴訟費用の高額さ、長期にわたる審理による精神的・時間的負担、加害者側弁護士との直接対峙への恐怖心、社会的な偏見や孤立化のリスクなど、複合的で深刻な困難が存在することを踏まえ、これらの課題についても丁寧かつ実証的な分析を行ってください。

8. 日本版レイプシールド法創設検討に向けた検討および公判に於ける被害者のプライバシーの参照および二次被害の実態と判例への影響の調査

性犯罪の検討において、被害者に関する事件と関係のない情報（職業・性的指向・過去の素行等）が参照され被害者のプライバシー保護がない一方、被告人の類似事実については採用がなく、事実認定に関してアンバランスな状態があるのではないかという懸念があります。訴訟手続で被害者の性的過去・性的傾向・交際経歴等が証拠として提出されることは、被害者が事件とは無関係の自分の性的過去を裁判で問われたり、公にされたりすることを恐れて、告訴・訴追や訴訟をためらうことにつながり、著しく社会正義に反しています。レイプシールド法がないことにより、裁判で事件との因果性・関連性が薄い性的過去を問題とし、被害者を非難・信用棄損する証拠が提出されるケースが散見されています。実際に裁判過程で被害者に対して、過去の性交歴等について詳細に質問され、プライバシー侵害が起こった事案も報告されています（平成 25 年 7 月、鹿児島地裁・準強姦強制起訴事件）。

被害者のプライバシーの参照が事実認定にどのように影響しているのか調査・検証してください。

また被害者のプライバシーの参照は、二次被害として一方的に精神的苦痛をもたらしかねません。そのために捜査協力や公判を続けることができなくなり、訴訟の取り下げや示談に応じざるを得なかつた実態を調査・検証してください。

・諸外国(アメリカ、カナダ、オーストラリアなど)では被害者の過去の性交経験を性犯罪裁判の証拠とすることが禁じられています。⁴

・被害者の性行動や過去の性経験に関する証拠を捜査の過程で収集したり、裁判で公開したりことは、法廷が被害者の性行を裁く場となりかねず、被害者に無用の羞恥心を抱かせることやセカンド・レイプなどの危険性があります。被害者が過去においてどのような性的経験を有するかは、当該具体的な性行為についての「同意」、あるいは、被害者の供述の「信用性」ともなんら関連性はありません。また、法廷の場においてそれらを問題とすることは、不必要に被害者のプライバシーを侵害するおそれがあります。⁵

・被害者が上記理由等で被害を訴え出ることや告訴をためらう様な状況は、被害の潜在化・継続化・深刻化の傾向を助長させるばかりか、結果として性犯罪・性暴力と加害者を放置することにつながります。

・平成 24 年 7 月の内閣府 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会⁶によると「我が国では、当面は、適切な訴訟指揮権の行使、尋問内容について尋問者自ら配慮、注意すること等によって対応することが適当であるとの見解が示された。」との記載がありますが、対応者または尋問者の価値観に左右されない共通の認識、意識を作り上げるという意味でもレイプシールド法の導入またはそれ相応の法律の制定が必須と考えます。

・元大阪高検検事の田中嘉寿子弁護士は、レイプ・シールド法の不存在により、被害者の性的経験や素行等が被害者供述の信用性を弾劾する証拠として許容され、被害者が法廷で侮辱的質問を受けることを防止できないと指摘しています。⁷

● 島岡まな「性犯罪の保護法益及び刑法改正骨子への批判的考察」より

被害者の素行・経験等を性犯罪裁判において考慮することは、被害者に対する偏見を助長し、二次被害(セカンド・レイプ)の原因ともなり、被害者の人権侵害を招く、あるいは公正な裁判の妨げとなる危険性が高いことから、アメリカやカナダでは「レイプシールド法」³⁴⁾と呼ばれる法律によって明確に禁止されているのであり、このような日本の古い判例は現代の新たな知見から変更を迫られるといえよう。さらに、このような諸事情の考慮に当たり、捜査段階では警察官や検察官の、起訴後は裁判官の価値観や思惑(ジェンダー・バイアスに基づく経験則)に左右される危険は、常に存在する³⁵⁾。

³⁴⁾同法については、斎藤豊治「アメリカにおける性刑法の改革」前掲(注 17)『性暴力と刑事司法』159 頁以下参照。

³⁵⁾田中嘉寿子『性犯罪・児童虐待捜査ハンドブック』(立花書房・2014)10 頁も参照。

以上

⁴ 米国:連邦証拠規則 412 条(Federal Rules of Evidence)https://www.law.cornell.edu/rules/fre/rule_412 また州レベルでも性犯罪裁判で被害者の過去の性交経験を証拠とすることを禁ずるレイプシールド法(強姦被害者保護法)が制定されている。

カナダ:刑法(276(1)参照)<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-46/page-58.html#docCont>

オーストラリア:すべての州と領土がレイプシールド法を制定

https://www.alrc.gov.au/publications/20.20Matters%20Outside%20the%20Uniform%20Evidence%20Acts/rape-shield-laws#_ftn10

⁵ 「司法におけるジェンダー・バイアス」第二東京弁護士会司法改革推進二弁本部ジェンダー部会 司法におけるジェンダー問題諮問会議 編

⁶ 内閣府「女性に対する暴力」を根絶するための課題と対策 ~性犯罪への対策の推進~平成 24 年 7 月 男女共同参画会議

⁷ [【イベント報告】「刑法性犯罪規定改正 2 年を経て~司法は変わったのか~」| ヒューマンライツ・ナウ](#)